

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和5年3月23日(木)

開会 9時30分

閉会 10時41分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、
欠席委員 富樫健二委員

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘
次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、
次長(育成支援・社会教育担当) 中川実、次長(研修担当) 水野和久
教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆、
課長補佐兼班長 小林広明
教育政策課 課長 大屋慎一、主幹兼係長 星野浩行、主査 加藤久幸
教職員課 課長 野口慎次、課長補佐兼班長 古市直之、班長 水谷匡利
主幹兼係長 武藤誠、主任 加藤俊輔
高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志、係長 水谷紀子
特別支援教育課 課長補佐兼班長 遠藤純子、
特別支援学校整備推進監 伊藤敦子
保健体育課 課長 奥田隆行、班長 若山典彦、主幹兼係長 太田修三
社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、課長補佐兼班長 野村太郎
主幹兼係長 増井郁美

5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願21	オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを 求める請願	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第71号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則案	原案可決

議案第 7 2 号	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案	原案可決
議案第 7 3 号	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 7 4 号	教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 7 5 号	第 3 次三重県スポーツ推進計画案について	原案可決
議案第 7 6 号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第 7 7 号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第 7 8 号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第 7 9 号	職員の人事異動（市町等立小中学校・義務教育学校）について	原案可決
議案第 8 0 号	令和 6 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について	原案可決

7 報告題件名

報告 1	県立高等学校の活性化について
報告 2	入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について
報告 3	令和 5 年度事務局職員の人事異動報告について
報告 4	令和 5 年度県立学校教職員の人事異動報告について
報告 5	令和 5 年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

8 審議の概要

- ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

- ・会議成立の確認

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

- ・前回審議事項（3月7日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

- ・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

- ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第76号から議案第79号及び報告3から報告5は人事に関する案件のため、議案第80号は公表前であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願及び議案第71号から議案第75号を審議し、公開の報告1から報告2の報告を受けた後、非公開の議案第76号から議案第79号を審議し、非公開の報告3から報告5の報告を受け、非公開の議案第80号を審議する順番とすることを決定する。

- ・審議事項

請願21 オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について（公開）
（奥田保健体育課長説明）

請願21 オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について
請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年3月23日提出 三重県教育委員会教育長

まずは3ページをご覧ください。こちらが請願書の写しとなります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

4ページをご覧ください。ここに教育委員会がコロナワクチン接種の促進、推奨を行わないこと、新型コロナワクチン接種後死者数、重篤副反応数、事例を周知すること、三重県で集計した新型コロナウイルス感染症患者の年代別入院率や重症化の割合を、自治体の教育委員会、学校を通し、保護者へ周知することを求めています。

3ページにお戻りください。請願の理由としまして、コロナワクチン接種はあくまで個々の自由意志で判断されなければならない、教育委員会からの促進は強制性が懸念される。また、コロナワクチン接種をするにあたり、児童や保護者が主体的に判断するには、公正な情報が平等に届くことが前提となると記載されております。

それでは、1ページの請願書をご覧ください。請願に対する教育長の意見を、一番右の欄に記載しております。文部科学省通知「オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について」においては、全てのワクチンの接種は強制ではなく、児童生徒については、本人や保護者の判断が尊重されるべきものであり、その判断

に当たっては、接種対象の範囲、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報について十分に周知されることが重要であると示されています。県教育委員会においては、県立学校及び市町教育委員会に本通知に基づく情報を周知しておりますが、新型コロナワクチン接種の促進や推奨はしていません。

県教育委員会は、ワクチン接種を考える上で、どの情報が必要であるかを判断する立場にないため、要望いただいた情報を周知することはできません。一方で、新型コロナワクチン接種を主体的に判断するにあたり、参考となる情報については、県の医療保健部において、国からのリーフレットを活用し周知しています。

また、接種後死者数、重篤副反応数については、すでに国において公表されており、県のホームページを通じて、国が公表する情報をご覧いただけるよう対応しているところです。加えて、年代別の情報では、年齢別患者発生状況等が公表されております。

県教育委員会では、保護者から相談があった場合には、厚生労働省のリーフレットや県の相談窓口等の紹介を行ってまいりました。

新型コロナワクチン接種に係る情報の県民への周知は、国や県の担当部局が行っており、県教育委員会に依頼があれば対応していきます。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 21 はいかがでしょうか。

【採択】

— 全委員が本請願の不採択を承認する。 —

・審議事項

議案第 71 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（井ノ口学校教育担当次長説明）

議案第 71 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則案です。規則案の内容につきましては、2 ページの規則案要綱をご覧ください。改正理由は、三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校に中学部を設置することに伴い、規定を整備するものです。改正内容につきましては、三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校に中学部を設置することに伴い、別表二を改正することとさせていただきます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第71号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第72号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案（公開）

（天野社会教育・文化財保護課長説明）

議案第72号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月23日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

9ページをご覧ください。1月27日の定例会で、博物館法改正に伴う県条例の改正についてご説明させていただいたところですが、本日は、教育委員会規則の改正についてです。

「2 改正内容」をご覧ください。いくつか規則があるんですけども、まず（1）の三重県博物館登録規則の一部改正についてです。

①博物館法による登録の申請の規定が改正されたため、公立と私立に分かれていた博物館登録申請書の様式を統一するとともに、その他の様式を整備する。

②博物館法において、登録の審査における学識経験者の意見聴取等が規定されるとともに、変更の届出が必要となる事項が改正されたため、規則の該当部分を整備する。

③博物館法における規定の条ずれに伴う規則の該当部分の整備及びその他所要の改正を行う。その他所要の改正の内容なんですけれども、上位法である法律に明記のあるものにつきましては、できる限り削除して簡素化した表現に改めるという全庁的な方針に基づく改正でございます。

1ページをご覧ください。条ずれ等につきましては、細かな説明となるため割愛させていただきます。それから、10ページから11ページの方に今回の規則改正案に関する博物館法の新旧対照表を添付しておりますので、同じく細かな条文の紹介につきましても割愛させていただきたいと思っております。

第1条なんですけれども、こちらにつきましては、先ほどの①にございましたとおり、様式が統一されたということで改正前に1号、2号であったのが1つに統一されたと。それから、第2条につきましては、第13条の改正前のところに学識経験者の意見を徴するという記述がございますが、博物館法に規定がございますので、こちら簡素な表現に改めております。第3条も改正前に登録原簿に記載しなければならないとなっておりますが、こちら法律に規定がございますので簡素な表現に改めております。

同じく、第4条につきましても、教育委員会に届け出なければならないと書いてございます。こちら、博物館法に規定があることから簡素な表現に改めております。それから、第5条の廃止につきましても、法律の第20条に規定がありますので、こちら簡素な表現に改めております。第6条につきましては、公示についてなんですけれども、公示・公表の方法が、第15条、第19条などに規定がございますので、こちらは削除させていただいております。

2ページをご覧ください。こちら新設の第7条の条文になりますけれども、申請書等の添付書類であるとか登録基準につきましては、実施要綱で定めるとさせていただいておりますので、新設をさせていただいております。

もう一度9ページをご覧ください。「2 改正内容」で、今申し上げたのが(1)になりますけど、(2)から(4)につきましては、1月27日の定例会で説明させていただいた条ずれに基づくものでございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

それから、改正の具体的な内容につきましては、7ページから8ページに新旧改正前後を比較する形で、示させていただいております。説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第72号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第73号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（野口教職員課長説明）

議案第73号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月23日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2 ページの要綱をご覧ください。令和 5 年度の教育委員会事務局の本庁組織の分掌事務について所要の改正を行うことに伴い、三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正を行う必要があるものです。

主な改正の内容としては、令和 7 年度の県立夜間中学の開校に向け、必要な準備業務を進めていくことをふまえ、分掌事務に規定を加えます。また、教員の資質に関する指標等についてご協議いただいている協議会に関する事務について、組織間の業務の見直しに伴い、分掌事務の所要の改正を行うものです。

1 ページに戻っていただくと、新旧対照表がございまして、改正前と改正後ということで、それぞれの課の分掌事務の改正内容が分かるようになっております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 7 3 号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第 7 4 号 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案（公開）

（森岡教育総務課長説明）

議案第 7 4 号 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 5 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2 ページの規則案要綱で説明させていただきます。

「1 改正理由」としましては、三重県部制条例の改正等に伴い、教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の改正を行うものです。

「2 改正内容」ですが、「戦略企画部」が廃止されるとともに、情報公開課が「総務部」に移管されることを規則に反映するもので、1 ページに新旧対照表を示しております。改正前と改正後の傍線部分で示したとおりとなります。

「3 施行期日」は、令和 5 年 4 月 1 日となります。説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第74号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第75号 第3次三重県スポーツ推進計画案について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

議案第75号 第3次三重県スポーツ推進計画案について

第3次三重県スポーツ推進計画案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月23日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

第3次三重県スポーツ推進計画案については、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、知事から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。第3次スポーツ推進計画案について、知事からの意見照会に対し原案に同意する旨の回答になっております。2ページが、知事からの照会文書です。

計画案の説明は、地域連携部の川北スポーツ推進局次長兼スポーツ推進課長より行いますので、よろしく願いいたします。

（川北スポーツ推進局次長兼スポーツ推進課長説明）

3ページの概要をご覧ください。左の方に「はじめに」とございます。この計画につきましては、三重県スポーツ推進条例第16条にも規定しておりまして、知事が定めなければならないとなっております。計画期間が令和5年度から令和8年度までの4年間、そしてこの計画におけるスポーツの定義としまして、「楽しさ」や「喜び」につながる身体活動全般というような位置付けをして始めております。

今までの第2次推進計画におきましては、昨年度、三重とこわか国体が残念ながら開催されませんでしたけれども、成功に向けたものとして策定しておりました。今年度はとちぎ国体において、12位という成績を収めましたけれども、そういったもののレガシーを生かしながら、この計画を作り上げていくということで、この1年間、審議会及び部会において取りまとめられたものを3月14日に知事に答申したものです。計画の取りまとめにあたりましては、教育委員会保健体育課をはじめ、関係機関とも十分協議して進めてきたものです。

ポイントとしまして、この右下のところに大きく「計画のめざす姿」とございます。さらに「スポーツを通じて「人」「地域」を結ぶみえ～スポーツを「楽しむ」三重の環～」

として、スポーツの楽しさや喜びにつながる身体活動ということで実施しております。

また、国の第3期スポーツ基本計画において、新たな3つの視点というのが下にございますが、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」をふまえた取組ということで、こういったものも反映しながら取りまとめております。

また、スポーツにおきましては、スポーツの持つ力は様々ございますが、社会問題解決につながるといった辺りでは、地域経済の活性化であったり、SDGsへの貢献、共生社会の実現といったものにつながるといった辺りも盛り込んだ計画となっております。

令和5年度からは、中学校部活動の地域移行の推進期間がスタートして、子どもたちのスポーツへの関わり方が大きく変わるといことで、そういったものも盛り込みながら今回策定しております。

推進施策は大きく3つに取りまとめまして、「1 スポーツにふれ、親しむ環境づくり」いつまでも生涯スポーツを楽しむという生涯スポーツをイメージしております。「2 スポーツを通じた自己実現と感動体験」といことで、こちらは競技し挑戦していくといったところをまとめたものになっております。「3 スポーツを通じた地域活性化と共生社会の実現」の3点に施策をまとめまして、この4年間の取組を進めるものとして取りまとめておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第75号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・報告事項

報告1 県立高等学校の活性化について（公開）

（大屋教育政策課長説明）

報告1 県立高等学校の活性化について

県立高等学校の活性化について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月23日提出 三重県教育委員会事務局教育政策課長

1枚おめくりください。県立高等学校の活性化については、令和4年3月に策定した県立高等学校活性化計画に基づき進めています。本日は、協議会を設置している地域の状況について報告いたします。

まず、紀南地域になりますが、この地域は、令和7年度に1学年の総学級数が6学級から5学級になることが見込まれております。こうした中、地域の高校の学びと配置のあり方について、中学生や保護者へのアンケート結果等もふまえながら、協議を重ね、意見を集約したところでございます。

別冊1をご覧ください。こちらが協議会のまとめになります。冊子の枚数が多くございますので、大きく説明をさせていただきます。まず1ページ目には、これまでの議論の

経緯が記載されておりまして、2ページには、令和2年度から3年度の主な意見を記載しているところです。3ページ以降は、今年度の協議で使用した資料等を、3ページから5ページにまとめています。こちらの中には、例えば、子どもたちの動きであるとか、中学生の動き等をまとめているところがございます。6ページ以降のところには、今年度の協議の主な内容、意見等をまとめているところがございます。その中には、5学級規模の具体的な配置や想定される状況、中学生や保護者へのアンケート結果、これからの紀南地域の高等学校に求められる学びについて、まとめているところがございます。こうした議論を重ねた上でということになります。

11ページまでお進みください。この11ページには、このような意見を重ねた結果として今年度のまとめとしています。令和7年度の5学級規模における学びと配置のあり方について、このような形としているところがございます。これらの中身につきましては、また資料に戻ってご説明させていただきたいと思っております。

資料にお戻りください。「イ 主な意見」のところをご覧ください。こちらの方に、こうした議論を重ねたところの主な意見を項目別にまとめて記載しているところがございます。以下は項目ごとにまとめて説明をさせていただこうと思っております。

まず、5学級規模の高校の学びと配置に係る考え方についてでございますが、こちらの方では、2校を1校への統合や、逆に校舎制にするなど、対立する意見等もありました。また、高校がもしくなる場合には、地域の方からは、地域の衰退を心配する声もあったところがございます。

次に、地域の中学生や保護者へのアンケート結果についてです。こちらの方では、中学生や保護者は、高校に多様な進路に応じた学習、自己の将来を選択する力の育成、社会性や協調性、コミュニケーション能力の育成、多くの人との出会いを求めていることが分かったところがございます。

次に、両校を統合し、4学級と1学級の校舎制にすることでございます。こちらは、最終的な議論をふまえながら、原案に対しての意見ということで、1ページから2ページにかけてまとめているところがございます。こちらの方も抜粋して紹介をしたいと思います。まず、1校への統合や3学級と2学級の独立校の意見もありましたが、概ね4学級と1学級の校舎制の意見が多いという状況でした。

今後は、1学級となる紀南校舎の学びが細らないように、しっかりと検討するとともに、紀南地域が一体となって、これからの子どもたちの学びを支えて欲しいということが主な意見となりました。

このような議論を経て、協議会では、2ページの下にありますような四角の中の意見としてまとめたところがございます。こちらの中身については、紀南地域の学びのあり方とそれを実現する具体的な配置について、まとめているところがございます。

こうしたことをふまえ、3ページをご覧ください。県教育委員会では、協議会のまとめを受け、今後の進め方として次のようにすることとしております。紀南地域協議会において、5学級規模の高校のあり方について、意見集約された協議会のまとめを受け、令和7年4月に木本高校と紀南高校を統合して、4学級と1学級の校舎制とし、普通科3学級を木本校舎に、総合学科1学級を木本校舎及び紀南校舎にそれぞれ配置することとします。

今後は、関係者を中心に両校の統合に向け、各校舎で学習することを基本としつつ、両校舎が一体となった活動や連携した授業も行うこと、学校行事や部活動がより魅力的で少しでも多様な活動となるようにすること、教員や生徒が必要に応じて両校舎間を行き来すること、教職員が校舎・学科・課程の枠を越えて連携することなどについて、具体的な検討や準備を始めるとともに、その内容については協議会に報告し、意見をいただくこととします、としました。

続きまして、伊勢志摩地域でございます。こちらは令和19年度に1学年の総学級数が現在の32学級から18から21学級になることが見込まれる中、地域の高校の学びと配置のあり方について、紀南地域と同じく、中学生や保護者へのアンケート結果をふまえながら協議を重ね、意見を集約したところでございます。

こちらにつきましても別冊2をご覧ください。こちらがまとめになります。先ほどと構成は重なるところがありますので、ちょっと省略をさせていただきますが、最終的には、11ページ、12ページになります。こちらのところに、今後の伊勢志摩地域の高等学校の学びと配置のあり方について、協議会としてのまとめを記載いたしました。11ページは文章で、12ページは表となっておりますが、この表もまとめとしているところでございます。

資料の3ページにお戻りください。このような議論を経て、先ほどと同じように、主な意見を説明させていただきます。これからの伊勢志摩地域の高校生に必要な力や学びについてですが、キャリア教育を推進し、地域への愛着心を養うとともに、将来、地域の担い手となる人材の育成が大切であるということとなっております。

次に、高校のあり方を協議する際、大切にすべきことや配慮すべきことについてですが、こちらは地域を学び場とする学習、それから、地域での学びの保障、通学に関する問題の継続的な検討が必要であるという意見でございました。

こうした議論をふまえながら、今後の生徒減に対応した県立高校の学びや配置の考え方についてですが、こちらは3ページから4ページにかけてまとめているところでございます。統合の協議の必要性、一定規模の普通科・専門学科の学びの維持に加え、地域の普通科の維持も大切であるという意見でございました。

また、令和6年度に想定される学級減への対応の方向性についてですが、こちらは令和6、8、10年度に、生徒減がありますので、いずれかの時期には一定の統合が必要とするものの、令和6年度については、できる限り学級減で対応すること、また、南伊勢高校南勢校舎については、生徒の状況をふまえ、募集停止もやむを得ないという意見でございました。

このような議論を経て、協議会では、先ほどと同様に四角の枠内のおり、協議会の意見をまとめたところですが、ここには、伊勢志摩地域の高等学校の学びと配置のあり方についてまとめられているところでございます。

5ページをご覧ください。今後の進め方でございます。県教育委員会としては、協議会のまとめを受け、今後の進め方として以下のとおりとしています。今年度、伊勢志摩地域協議会において意見集約された協議会のまとめを受け、来年度以降も、地域の高校の学びと配置のあり方について、高校の統合も含め、引き続き協議していきます。

南伊勢高校南勢校舎については、令和6年度から募集停止とすることとし、募集停止

後は、南勢校舎に在籍する高校2、3年生の生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶ機会を増やすとともに、南勢校舎を活用して、通信制高校のサテライト教室を設け、学習支援の環境やこれまで培ってきた地域での学びを提供することについて、ニーズ調査や研究を進めていきますとしております。

続きまして、伊賀地域ですが、令和5年度の25学級から令和13年度には19～20学級になることが見込まれる中、これまでの協議のまとめや活性化計画をふまえ、地域の高校の学びと配置のあり方について協議をしました。伊賀地域については協議のまとめはまだありません。

5ページから6ページにかけての主な意見をご覧ください。協議会の主な意見を抜粋しております。5ページの最初でございますが、伊賀北部では、令和10年度までに現在より2学級の減が見込まれます。令和7年度までに現在の3校のままか2校に再編すべきかを協議する必要があるとしています。

6ページの2つ目をご覧ください。今後の協議のためには、各高校の詳細な情報の共有、県教委からの具体的な案の提示、中学生や保護者へのアンケートの要望があったところがございます。今後の進め方ですが、さらに協議を進めていきたいと考えております。

4番の松阪地域ですが、こちらは3月15日に協議会を立ち上げ議論を始めたところ です。5番、津地域および鈴鹿・亀山地域につきましては、令和5年度に新たに立ち上げる こととしているところです。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

大森委員

私この東紀州の会長をやったので、東紀州のことで気になったのがいくつかあるんですけども、統廃合することによって、いわゆる進学校としての役割は維持できるということですね。そこが担保できるかどうかというのがずっとあったと思いますので。それから2点目は、紀南はコミュニティスクール（CS）として非常に地域の方が熱い思いで、紀南高校にサポートしてるっていうのを感じてまして、そのコミュニティスクールの指定というのは、校舎制でも可能なんですか。

大屋課長

2点お答えさせていただきます。まず、進学校としてですけども、近年の状況を見ると、例えば、今年度も国公立に20名以上行ったところがございますし、三重大の医学部等も推薦等もありますけども、一定やはり役割をしっかりと果たしてるところがございます。こうした学びを維持ができるようにということで、そこは地域からも要望もある中、そうした中で普通科、現在の3学級を維持しつつ、進学指導もしっかりとしていけるようにということを考えています。それからCSの方なんですけども、こちらは実

は南伊勢高校に南勢校舎と度会校舎がありますけども、南勢校舎が今CSそのままやっております。校舎別でやっておりますので、我々としても、紀南高校が校舎制になったとしても、CSをこのまま引き続きやっていきたいと考えています。

大森委員

ちょっと感想になるんですけども、いよいよ三重県の旧制中学の学校も統廃合の対象になってきたっていう時代になってきて、これ後ろ見せてもらおうと、松阪、津、鈴鹿まで来たということになっていきますと、北の方に上がっていくともう残ってるのが四日市と桑名だけになってしまうので、多分、北野委員とか栗須委員たちの業界代表者とかPTAの方とか、今後こういう人口減少で、全県的に色々ところで地域協議会が立ち上がっていくと思うんですよ。やはり県民の理解がどこまで得られるかだと思うんですよ。木本高校は本当にすごい急転直下だと私は思ってるんですけど、いわゆる旧制中学が統廃合の対象になっていくということが、最終的には県民の皆さんに理解してもらえらると思うんですけど、ただやはり色々な問題というか抵抗はあると思うので、そういう県民への周知っていうのをやってもらえたらなと思います。ニュースに中々なりにくいから難しいんですけど、色々ところから人口減で学校が成り立ってないからっていうことを言ってもらわんと、突然降ってきたと思うと、東紀州は最初、もうお互いの地域が罵り合いみたいなのがあって、だからそういうことが起きないようにスムーズに移行できるように普段から保護者の方とか全県的にそういう周知をしてもらえたらなと思います。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について (公開)

(大屋教育政策課長説明)

報告2 入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について
入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月23日提出 三重県教育委員会事務局教育政策課長

1枚おめくりください。まず経緯からご説明します。県立高等学校の全日制課程の入学志願につきましては、原則として保護者とともに県内に居住している者を対象としているところでございます。ただし、交通不便により居住する府県の高等学校への通学が難しい場合には、隣接府県と協定を締結し、県外からの志願を可能としているところでございます。

これまで、京都府との間でございますが、昭和39年以降に相楽東部広域連合教育委員会と覚書を締結し、笠置町及び南山城村に居住する者については、通学可能な範囲の府立高校に建築科が設置されていないことから、伊賀白鳳高校の建築デザイン科に志願できることとしてきました。

相楽東部広域連合教育委員会と聞きなれない言葉が出ましたので、説明しますと、こちらは、笠置町、和束町、南山城村の2町1村が教育・環境・福祉等の業務を行う連合体としておりまして、そこに教育委員会があるということでこういう名前になっております。

また、連合立の学校となっております、この中には、今2町1村と説明しましたが、中学校は実は2校しかなくて、和束中学校と笠置中学校があるという形の連合体ということで理解をしていただきたいと思います。

こうした中、伊賀市、京都府、笠置町、それから南山城村に奈良県の山添村を加えた4市町村は、伊賀・山城南・東大和定住自立圏を形成しており、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する取組を進めているところです。これは総務省が平成21年4月から全国展開する取組で、伊賀市を中心市として、平成29年から取組を進めているところです。

そして、令和2年から山添村が加わり、今に至るとい取組でございます。こうした中、令和4年10月に笠置町、南山城村、伊賀市の関係者から、笠置町及び南山城村の中学生について、定住自立圏の中心市である伊賀市内の県立高等学校3校への志願ができるようにという要望がございました。

他府県からの生徒の受け入れについては、県内外の生徒が互いにより影響を受けて成長でき、高校のさらなる活性化に繋がる可能性もあります。また、今回の場合は、特に生活圏を同じくする場合となりますので、卒業してからも共に地域を作っていくことが期待されます。

定住自立圏のまとめによりますと、特に南山城村は、実は通勤・通学の割合が25%、4分の1ほどが伊賀市の方に来ているという状況がございます。

一方で、県内の中学生の進路選択への影響が考えられる場合もあります。こちらは、例えば、県外からの子どもたちが多く入ってきた場合には、県内の子ども達の進路保障はどうなるのかというところもございますので、そういったところは非常にしっかりと考えていく必要があるということでございます。

このようなことから、関係市町の意見も聞きながら検討を進め、要望のあった3校への入学志願ができるよう、令和5年3月22日に覚書を締結いたしました。なお、志願者数等については、一定の条件を設けることとしております。

改定内容ですが、入学志願を受け入れる高等学校を伊賀白鳳高校建築デザイン科から、上野高校、伊賀白鳳高校、あけぼの学園高校の全学科といたします。今後についてですが、今回の改定については、令和5年度に実施する入学者選抜から適用し、今後、受け入れられる志願者数の上限等について、県教育委員会から相楽東部広域連合教育委員会に通知するという事としております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第76号 職員の懲戒処分について（非公開）

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第77号 職員の人事異動（事務局）について（非公開）

議案第78号 職員の人事異動（県立学校）について（非公開）

議案第79号 職員の人事異動（市町等立小中学校・義務教育学校）について（非公開）

・報告事項

報告3 令和5年度事務局職員の人事異動報告について（非公開）

報告4 令和5年度県立学校の人事異動報告について（非公開）

報告5 令和5年度市町等立小中学校・義務教育学校の人事異動報告について（非公開）

議案第77号から議案第79号及び報告3から報告5は、いずれも人事異動に関する内容であるため、一括して審議することを決定する。

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

野口教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第80号 令和6年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について
（非公開）

山北高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言